

令和5年6月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 3 号	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処 するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	(1)
第 4 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	(2)
第 5 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	(4)
第 6 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について……………	(5)
第 7 号	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について……………	(14)
第 8 号	熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機 等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……	(15)
第 9 号	財産の無償譲渡について……………	(16)
第 10 号	国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更に ついて……………	(17)
第 11 号	工事請負契約の締結について……………	(19)
第 12 号	工事請負契約の変更について……………	(20)
第 13 号	専決処分の報告及び承認について……………	(21)
第 14 号	専決処分の報告及び承認について……………	(22)
第 15 号	専決処分の報告及び承認について……………	(23)
第 16 号	専決処分の報告及び承認について……………	(24)
第 17 号	専決処分の報告及び承認について……………	(25)
第 18 号	専決処分の報告及び承認について……………	(26)
第 19 号	専決処分の報告及び承認について……………	(27)
第 20 号	専決処分の報告及び承認について……………	(28)

報 告 目 録

報告第12号	専決処分の報告について……………	(29)
報告第13号	専決処分の報告について……………	(30)
報告第14号	専決処分の報告について……………	(31)
報告第15号	専決処分の報告について……………	(32)
報告第16号	歯科保健対策の推進に関する施策の報告について……………	(33)
報告第17号	地産地消の推進に関する施策の報告について……………	(35)

第 3 号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

「第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県
目次
第4章 雑則（第8条）

職員等の特殊勤務手当の特例（第7条）

を「第3章 雑則（第7条）」に改める。

」

第3章を削る。

第4章中第8条を第7条とする。

第4章を第3章とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更を踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 4 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の7の2第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第11条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

(熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ

等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第261号の2中「獣医師」の次に「及び登録する飼養衛生管理者」を加える。

別表第19法第108条の2第1項第15号に掲げる講習の項中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 別表第19の改正規定 令和5年7月1日

（提案理由）

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 6 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第100条の3第1項第1号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン」を「3.5トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号エ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の120」を「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号オ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ホ(2)に規定する令和4年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号オ中「第9条の4第13項」を「第9条の4第15項」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第6号ト(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。）に100分の110」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第11項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100

分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第2項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第14項」を「第9条の4第16項」に改め、同号イ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「家用の乗用車」に、「第9条の4第15項」を「第9条の4第17項」に改め、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第2項第1号ウ中「2.5トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第9条の4第16項」を「第9条の4第18項」に改め、同号ウ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ウ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第17項」を「第9条の4第20項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること

- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4

第19項」を「第9条の4第23項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第24項に規定するもの

(ア) 平成30年輕油輕中量車基準又は平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第2項第3号エ中「第9条の4第22項」を「第9条の4第27項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第21項」を「第9条の4第26項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第4項中「からエまで」を「、イ及びオ」に、「及びイ」を「、イ及びエ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)の項中「及びウ(イ)」を削り、同表第1項第1号エ(イ)の項中「第1項第1号エ(イ)」を「第1項第1号オ(イ)」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)」に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率)」に、「100分の150」を「100分の155を乗じて得た数値)」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号	令和4年度基準エネルギー消費	平成22年度基準エネルギー消費効率

エ(イ)	効率に100分の95	に100分の147
------	------------	-----------

同条第5項中「、第2号及び第3号ア」を「及びイ、第2号並びに第3号ア及びイ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)の項中「、第2号イ及び第3号ア(イ)」を削り、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

附則第7条の4を削る。

附則第8条の10第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第8条の12第4項中「総務省令で定める被けん引自動車」を「省令附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車」に、「総務省令で定めるもの（次項において）」を「省令附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において）」に、「総務省令で定めるもの（第6項において）」を「省令附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において）」に、「総務省令で定めるものに限る。」を「省令附則第4条の11第8項に規定するものに限る。」に改め、同条第5項中「第4条の11第17項」を「第4条の11第12項」に改め、同条第6項中「乗用車（総務省令で定めるもの）」を「乗用車（省令附則第4条の11第14項に規定するもの）」に、「バス（総務省令で定めるもの）」を「バス（省令附則第4条の11第15項に規定するもの）」に、「衝突被害

軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるもの）を「衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（省令附則第4条の11第13項に規定するもの）」に改め、同条第7項中「第4条の11第19項」を「第4条の11第16項」に改める。

附則第9条第2項第2号中「総務省令で定めるもの」を「省令附則第5条の2第1項で規定するもの」に、「第5条の2第7項」を「第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「5条の2第8項」を「第5条の2第3項」に改め、同項第5号中「第5条の2第9項」を「第5条の2第4項」に改め、同項第6号中「第5条の2第10項」を「第5条の2第5項」に改め、同条第3項第1号中「第5条の2第11項」を「第5条の2第6項」に改め、同項第2号中「第5条の2第12項」を「第5条の2第7項」に改め、同項第3号中「第5条の2第13項」を「第5条の2第8項」に改める。

附則第9条の3第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を知事の権限に属する事項については総務部市町村・税務局税務課、広域本部長の権限に属する事項については当該広域本部、自動車税事務所長の権限に属する事項については熊本県自動車税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第100条の3第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第6号ト(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。）に100分の110を乗じて得た数値」を「令和7年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第6号ト(2)に規定する令和7年度基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第3号ア(イ)中「100

分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第4項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の151」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の173」を「100分の184」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同条第5項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第2号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第2号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第3号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第3号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)及び第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第4項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第6号ト(2)に規定する令和7年度基準エネルギー消費効率を

いう。次項において同じ。）」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第3項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項3号オ(イ)において同じ。）に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第8条の9第2項を削る。

附則第8条の10第1項中「又は第3項」を「又は第4項まで」に、「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第8条の11中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第9条第1項第2号中「軽油自動車」を「法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（次項第6号及び第3項第3号において「軽油自動車」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第100条の3、附則第8条の10第3項及び附則第9条の3第3項の改正規定 令和6年1月1日

(2) 第2条中第19条の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12項の政令で定める日

(3) 第2条中第100条の3の改正規定、附則第8条の9第2項を削る改正規定並びに附則第8条の10第1項、附則第8条の11及び附則第9条第1項第2号の改正規定 令和7年4月1日

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度分の附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する

不動産取得税については、なお従前の例による。

5 第2条の規定による改正後の熊本県税条例第19条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

6 第2条の規定による改正後の熊本県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 7 号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立学校条例の一部を改正する条例
熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中学校の部に次のように加える。

熊本県立ゆうあい中学校	熊本市
-------------	-----

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（提案理由）

県立中学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例（平成25年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「歩行者又は自転車」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

財産の無償譲渡について

財産を次のように無償で譲渡することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	所在地	財産の概要	無償譲渡の相手方	無償譲渡の目的
土地	熊本市中央 区大江一丁 目805番 3ほか9筆	市営改良住宅 川鶴団地及び 同本山団地用 地 面積13,390.69 平方メートル	熊本市	市営改良住宅用 地として公共用 に活用するた め。

(提案理由)

熊本市に財産を無償で譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 10 号

国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金を次のように変更することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前

人吉市

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	23,713,000円

錦町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	93,806,000円

あさぎり町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	127,450,000円

相良村

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	46,350,000円

山江村

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	142,650,000円

変更後

人吉市

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	26,254,847円

錦町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	104,699,209円

あさぎり町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	141,954,835円

多良木町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	56,779,557円

相良村

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	51,635,170円

山江村

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	157,611,704円

(提案理由)

国営川辺川土地改良事業費を決定したため、当該事業の経費に対する市町村負担金を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 11 号

工事請負契約の締結について

菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上部工）について、次のように契約を締結することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上部工）
- 2 工 事 内 容 橋梁上部工
- 3 工 事 場 所 玉名郡和水町大字下津原地内
- 4 工 期 契約締結の日から令和8年2月28日まで
- 5 契 約 金 額 1, 875, 083, 100円
- 6 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局
契約担当官 九州地方整備局長 藤巻 浩之
- 7 契約の方法 随意契約

（提案理由）

菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上部工）請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 12 号

工事請負契約の変更について

令和3年度着手の第二原水工業団地企業誘致環境整備（下水）（推進その5）工事請負契約の一部を次のように変更することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 第二原水工業団地企業誘致環境整備（下水）（推進その5）工事
- 2 工 事 内 容 管路施設工
- 3 工 事 場 所 菊池郡菊陽町原水地内
- 4 工 期 令和4年3月31日から令和5年7月31日まで
- 5 契 約 金 額
変更前 481,115,891円
変更後 547,669,258円
- 6 契約の相手方 菊池市野間口1097
緒方・肥後木村建設工事共同企業体
代表者 株式会社緒方建設 代表取締役 緒方 公一
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

工事内容の変更のため契約金額を変更することについて、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 13 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 9 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年5月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年4月11日 一般県道小鶴原女木線 球磨郡五木村乙地内 落石	個 人 (車両所有者)	131,460円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 14 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 10 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年5月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年11月2日 主要地方道玉名立花線 玉名郡和水町上十町地 内 支障木	個 人 (車両所有者)	177,584円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 15 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 11 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年5月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年11月13日 主要地方道松島馬場線 上天草市松島町教良木地 内 落石	個 人 (車両所有者)	13,189円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 16 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 12 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年5月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年12月2日 一般県道画図秋津線 熊本市東区秋津町秋田地 内 歩道施設不全	個 人 (車両所有者)	11,139円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 17 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 13 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年5月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年12月12日 一般県道寺田岱明線 玉名市中地内 歩道施設不全	個 人 (車両所有者)	200,242円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 18 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 14 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年5月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和5年3月18日 主要地方道宮原五木線 球磨郡五木村丙地内 落石	有限会社菊鹿運輸 (車両所有者)	890,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 19 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 7 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年5月19日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年3月8日 際崎6号駐車場 三角港際崎地区 飛石	個 人 (車両所有者)	71,115円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 20 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 8 号

訴え の 提起 について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年5月19日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（3人）

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告らは、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年5月18日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和元年10月25日 天草市亀場町亀川地内	個人 (車両所有者) 自転車	463,910円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 15 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和5年5月22日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
令和4年4月8日 山鹿市鍋田地内	個 人 (車両所有者) 軽貨物車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 16 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する熊本県が和解の相手方から賃借したレンタカーによる交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和5年5月22日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方	和 解 事 項
令和4年4月8日 山鹿市鍋田地内	株式会社トヨタレ ンタリース熊本	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 5 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年5月15日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和4年8月12日 熊本市東区长嶺東地内	個人 (所有者) ブロック塀	61,600円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和4年12月20日 熊本市南区十禅寺地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	1,082,000円	

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	和解事項
3	令和4年7月14日 福岡県北九州市小倉北区赤坂地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 16 号

歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年熊本県条例第47号）第15条の規定により、令和5年度の熊本県における歯科保健対策の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

歯科保健対策の推進

県民の健康の保持増進に寄与するため、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額（千円）	担当課
1	歯科保健推進事業 （1） 歯の健康づくり（8020） 推進事業 （2） ヘル歯一元気8020支援事業 （3） 地域歯科保健推進事業 （4） むし歯予防対策事業 （5） 歯の健康づくり普及啓発事業 （6） 熊本県口腔保健支援センター 運営事業	42,782	健康づくり推進課
2	医科歯科病診連携発展事業（がん診療）	1,521	健康づくり推進課
3	障がい児（者）口腔ケア事業	434	障がい者支援課
4	歯科医療確保対策事業	385	医療政策課
5	歯科衛生士確保対策事業	2,200	医療政策課
6	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業	17,400	医療政策課

7	在宅歯科医療連携室機能強化事業	9,804	認知症対策・地域ケア推進課
8	在宅歯科診療器材整備事業	5,969	認知症対策・地域ケア推進課
9	歯科医師向け認知症対応力向上研修事業	663	認知症対策・地域ケア推進課
10	歯科衛生士による高齢者の自立支援事業	745	認知症対策・地域ケア推進課
11	少子化対策総合交付金事業（早産予防対策事業）	40,000	子ども未来課
12	健康教育推進事業（歯・口の健康づくり推進事業）	1,060	教育庁体育保健課
13	歯・口の健康づくり研究推進校の指定	－ (ゼロ予算)	教育庁体育保健課

報告第 17 号

地産地消の推進に関する施策の報告について

くまもと地産地消推進県民条例（平成21年熊本県条例第8号）第10条第2項の規定により、令和5年度の熊本県における地産地消の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

1 県民の県内農林水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成

郷土料理の伝承、「食育」及び「木育」に係る活動、各種広報を活用した県内農林水産物等に係る情報提供等を行い、県内農林水産物等に対する理解を深め、郷土愛を育む。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額（千円）	担当課
1	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「SNS等を活用した情報発信」	11,726 の一部	流通アグリビジネス課
2	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消サイト運営」	230	流通アグリビジネス課
3	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消交流会・フォーラム」	1,000	流通アグリビジネス課
4	フードバリューチェーン構築推進事業	8,805 の一部	流通アグリビジネス課
5	卸売市場整備活性化事業のうち「拠点卸売市場活力アップ事業」	1,000	流通アグリビジネス課
6	農林水産業・地域の振興推進事業のうち「くまもと農業フェア負担金」	1,600	農林水産政策課
7	くまもとの米魅力発信・競争力強化支援事業のうち「食育・米消費拡大対策」	1,633	農産園芸課
8	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「食文化継承事業」	1,371	むらづくり課
9	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「くまもとふるさと食の名人派遣事業」	3,663	むらづくり課
10	特用林産物流通促進事業	3,810	林業振興課

11	くまもと県産材需要拡大総合推進事業のうち「県産材需要拡大消費者対策事業」	729	林業振興課
12	くまもとの木と親しむ環境推進事業	24,000	林業振興課
13	稼げる水産業づくり推進事業のうち「魚食普及推進の取組」	408	水産振興課
14	ふるさとくまもと応援寄附金推進費のうち「感謝の品贈呈」	29,742 の一部	税務課
15	「くまもと手仕事ごよみ」推進事業	892	文化企画・世界遺産推進課
16	天草エアライン利用者に対する県産品の提供及びパンフレットの配布	— (ゼロ予算)	交通政策課
17	子どもの食育推進事業のうち「地域における食育相談事業」	967	子ども未来課
18	健康食生活・食育推進事業における地産地消推進の取組	5,156	健康づくり推進課
19	「大型店の立地に関するガイドライン」による大型店への協力要請	— (ゼロ予算)	商工振興金融課
20	プロスポーツによる地域活性化事業のうち「ロアッソ熊本支援県民運動推進事業」	3,000 の一部	観光企画課
21	デジタルマーケティング事業のうち「くまもっとグルメ」デジタルプロモーション	56,680 の一部	観光企画課
22	熊本の「食」を活用した誘客の促進	9,800 の一部	観光振興課
23	交通事業者、旅行会社等と連携した誘客促進	29,084 の一部	観光振興課
24	庁舎ロビーへの県産品展示	— (ゼロ予算)	販路拡大ビジネス課
25	熊本を支える産業人材育成事業	5,313 の一部	教育庁高校教育課
26	食育推進事業	1,292 の一部	教育庁体育保健課

2 県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大

県内の物産館、直売所及び量販店等における県内農林水産物等の販売促進活動を支援し、県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額(千円)	担当課
27	販促資材等の配布による地産地消協力店支援	1,397	流通アグリビジネス課
28	くまもと県産農産物ネットワーク構築事業	3,642	流通アグリビジネス課
29	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「球磨川流域地産地消支援事業」	1,010	流通アグリビジネス課
30	県産麦・大豆生産拡大総合推進事業のうち麦パートナー強化支援	3,620	農産園芸課
31	くまもと茶ビジネス確立支援事業	4,893	農産園芸課
32	いぐさ産地総合支援事業	9,750	農産園芸課
33	「毎日くだもの200グラム運動」の啓発活動支援	885	農産園芸課
34	一般社団法人熊本県野菜振興協会が実施する産地育成事業	2,415	農産園芸課
35	くまもとの花消費拡大推進活動への支援(花き協会補助事業)	1,604	農産園芸課
36	くまもと畜産物流通戦略対策事業のうち「熊本県産地鶏生産流通対策事業」	1,827	畜産課
37	くまもと畜産物流通戦略対策事業のうち「食肉流通体制強化推進事業」	6,508 の一部	畜産課
38	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業のうち「くまもとジビエ普及拡大支援事業」	16,011 の一部	むらづくり課

39	くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業	57,971 の一部	林業振興課
40	稼げる水産業づくり推進事業のうち「くまもとの魚販売力強化事業」	3,250	水産振興課
41	職員住宅畳替えに伴う県産いぐさの利用	6,270 の一部	総務厚生課
42	水前寺二丁目宿舍畳表替えに伴う県産いぐさの利用	1,060 の一部	財産経営課
43	五木村の物産・林業振興支援	— (ゼロ予算)	球磨川流域復興局
44	社会福祉施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に基づく地産地消の推進	— (ゼロ予算)	健康福祉政策課
45	県産品販路開拓事業のうち「くまもと物産フェア事業」	900	販路拡大ビジネス課
46	くまもとで乾杯！県産酒推進事業	7,539	販路拡大ビジネス課
47	球磨焼酎リブランディング事業	42,000 の一部	販路拡大ビジネス課
48	くまもと県産品消費喚起緊急支援事業のうち「SNS活用型県産品消費拡大緊急支援事業」	85,000 の一部	販路拡大ビジネス課
49	くまもと県産品消費喚起緊急支援事業のうち「くまもと県産酒消費拡大支援事業」	80,000 の一部	販路拡大ビジネス課
50	公営住宅維持補修事業のうち「県営住宅畳替え工事」	638,754 の一部	住宅課
51	公営住宅ストック総合改善事業のうち「住戸改善工事」	108,281 の一部	住宅課
52	患者給食材料の購入	101,142 の一部	病院局総務経営課
53	警察施設維持管理事業	6,700 の一部	警察本部会計課

3 経済循環及び地域活性化

農林水産業と商工業、観光産業、学校等多様な産業又は組織との連携等により、県内農林水産物等を活用した加工商品の開発やイベントの開催等を行い、地域経済の活性化を図る。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額(千円)	担当課
54	6次産業化総合支援強化事業	54,454 の一部	流通アグリビジネス課
55	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消協力店の指定」	4,125	流通アグリビジネス課
56	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「SDGsの推進」	3,000	流通アグリビジネス課
57	熊本県木材利用促進本部会議	— (ゼロ予算)	林業振興課
58	資産の有効活用(県有施設における自動販売機設置事業者の選定)	— (ゼロ予算)	財産経営課
59	地域づくりチャレンジ推進事業のうち「交流の促進の取組」	134,107 の一部	地域振興課
60	地域づくりチャレンジ推進事業のうち「起業の誘発の取組」	134,107 の一部	地域振興課
61	水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業	51,055 の一部	地域振興課
62	五木村の物産・林業振興支援(再掲)	— (ゼロ予算)	球磨川流域復興局
63	くまもとオープンイノベーション推進事業のうち「アドバイザー配置事業」	3,484 の一部	産業支援課
64	研修指導事業(食品加工室)	408	産業技術センター
65	農産加工研究開発事業(特別支援事業)	1,120	産業技術センター
66	熊本県食料産業クラスター協議会	— (ゼロ予算)	産業技術センター

67	農商工連携推進事業	— (ゼロ予算)	販路拡大ビジネス課
68	マーケット拡大支援事業のうち「新商品開発等支援事業」	2,500	販路拡大ビジネス課
69	物産振興事業	2,967	販路拡大ビジネス課

4 農林水産業が果たす多面的機能の再認識

農林水産業及び食に関する体験イベント等を通じて、都市住民と農山漁村住民、生産者と消費者の交流活動を促進し、農林水産業が果たしている多面的機能（国土や自然環境の保全、水源の涵養、癒しの場等）への再認識を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額（千円）	担当課
70	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「くまもと食・農ネットワーク活動への支援」	495	流通アグリビジネス課
71	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「県民参加型イベントの実施」	11,726 の一部	流通アグリビジネス課
72	地下水と土を育む農業総合推進事業のうち「県民理解の促進・消費拡大推進事業」	13,813 の一部	農業技術課
73	地下水と土を育む農業総合推進事業のうち「くまもとグリーン農業推進事業」	9,086	農業技術課
74	都市農村交流対策事業	5,500	むらづくり課
75	未来につなぐふるさと応援事業のうち「農〇連携事業」	10,000 の一部	むらづくり課
76	未来につなぐふるさと応援事業のうち「棚田PR事業」	4,000	むらづくり課
77	地域の縁がわづくり推進・支援事業	2,908 の一部	健康福祉政策課
78	地域福祉総合支援事業	20,598 の一部	健康福祉政策課

5 条例の周知、意識啓発等、条例の直接的な推進に係る取組

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額(千円)	担当課
79	くまもと地産地消推進庁内連絡会議	－ (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
80	様々な広報媒体を活用した県民への条例周知	－ (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
81	イベント等での条例の周知及び情報発信	－ (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課

報告第 18 号

家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）第11条の規定により、令和5年度の熊本県における家庭教育支援の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

1 親としての学びを支援する学習機会の提供

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額（千円）	担当課
1	くまもと子育て応援プロジェクトの実施	1,556	子ども未来課
2	消費生活出前講座	142	消費生活課
3	食品ロス削減推進事業（消費者教育推進）	9,652 の一部	消費生活課
4	情報安全出前講座	130	教育政策課
5	くまもと「親の学び」プログラムの推進 （保護者対象）	2,058 の一部	社会教育課
6	肥後っ子をまもる保護者教室	— （ゼロ予算）	生活安全企画課

2 親になるための学びの推進

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額（千円）	担当課
7	私立中学・高校における保育体験の推進	12,716 の一部	私学振興課

8	高校生の留学促進事業	4,500	私学振興課 義務教育課
9	認知症サポーターアクティブチーム支援事業	5,493 の一部	認知症対策・地域 ケア推進課
10	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業	63,232	社会福祉課
11	私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れの推進	311,099 の一部	子ども未来課
12	思春期からの性と生を育む事業	1,234	子ども未来課
13	ひとり親家庭等学習支援・交流事業	14,826	子ども家庭福祉課
14	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	1,165 の一部	くらしの安全推進 課
15	くまもとゼロカーボン行動ブックを活用した環境教育の推進	17,442 の一部	環境立県推進課
16	消費生活出前講座（再掲）	142	消費生活課
17	食品ロス削減推進事業（消費者教育推進） （再掲）	9,652 の一部	消費生活課
18	地下水と土を育む農業の推進	13,813 の一部	農業技術課
19	くまもと「親の学び」プログラムの推進 （中高生対象）	2,058 の一部	社会教育課
20	非行防止教室・薬物乱用防止教室	－ （ゼロ予算）	生活安全企画課

3 人材養成

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うことで、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額（千円）	担当課
----	---------	--------------------	-----

21	現任保育士等研修事業	47,117	子ども未来課
22	情報安全出前講座（再掲）	130	教育政策課
23	県立高等学校の家庭科主任を対象とした講習	－ (ゼロ予算)	高校教育課
24	県内の地歴・公民科教員を対象とした研修	－ (ゼロ予算)	高校教育課
25	県立高等学校の進路指導主事等を対象とした講習	－ (ゼロ予算)	高校教育課
26	健康教育担当者を対象とした研修会	316	体育保健課
27	幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	6,454	義務教育課
28	幼稚園教員・保育士等を対象とした研修	3,115	義務教育課 の一部
29	くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会	2,058	社会教育課 の一部
30	くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座	2,058	社会教育課 の一部
31	県統括コーディネーター配置事業（地域と学校の連携・協働に関するアドバイザー配置）	1,192	社会教育課
32	人材育成・活動推進事業	826	社会教育課
33	社会教育団体等指導者研修	104	社会教育課

4 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の促進

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額(千円)	担当課
34	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの 学習・生活支援事業(再掲)	63,232	社会福祉課
35	私立幼稚園における預かり保育を通じた 子育て支援	20,080	子ども未来課
36	リトルエンジェル支援	1,198 の一部	子ども未来課
37	発達障がい児早期発見・早期支援事業	654	子ども未来課
38	ひとり親家庭等学習支援・交流事業(再 掲)	14,826	子ども家庭福祉課
39	ほほえみスクールライフ支援事業	108,605	特別支援教育課
40	人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助	17,168	特別支援教育課
41	通学支援補助事業	960	特別支援教育課
42	学校等警察連絡協議会事業	— (ゼロ予算)	学校安全・安心推 進課 生活安全企画課
43	地域と学校の連携・協働体制構築費補助 事業(学校における働き方改革を踏まえ た地域学校協働活動推進員配置)	79,165 の一部	社会教育課
44	地域と学校の連携・協働体制構築費補助 事業(家庭教育支援員配置)	79,165 の一部	社会教育課
45	地域と学校の連携・協働体制構築費補助 事業(地域における学習支援、体験活動)	79,165 の一部	社会教育課
46	「熊本の心」活用推進事業	204	社会教育課
47	スクールサポーター活用事業	27,808	生活安全企画課

5 相談体制の整備及び充実

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額(千円)	担当課
48	熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業	14,465	私学振興課
49	私立幼稚園における子育て支援活動の推進	560	子ども未来課
50	ひとり親家庭等支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」	10,791	子ども家庭福祉課
51	子ども・若者総合相談センター事業	20,816	子ども家庭福祉課
52	児童家庭支援センター事業	94,586	子ども家庭福祉課
53	ヤングケアラー支援体制強化事業	7,013	子ども家庭福祉課
54	医療的ケア児地域支援体制強化事業	8,516	障がい者支援課
55	男女共同参画相談室らいふ	5,704	男女参画・協働推進課
56	スクールカウンセラー活用事業	174,866	学校安全・安心推進課
57	スクールソーシャルワーカー活用事業	128,274	学校安全・安心推進課
58	学校支援アドバイザー配置事業(市町村立学校)	4,165	学校安全・安心推進課
59	家庭教育電話相談事業	2,637	社会教育課
60	少年相談「肥後っ子テレホン」事業	39,000 の一部	生活安全企画課

6 広報及び啓発

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和5年度当初 予算額(千円)	担当課
61	子育て情報提供、県民意識啓発事業、くまもと子育て応援プロジェクトの実施(再掲)	4,229	子ども未来課
62	家庭から暴力をなくすキャンペーン	882	子ども家庭福祉課
63	くまもと子ども・若者”よりそい”シンポジウム等の開催	20,816 の一部	子ども家庭福祉課
64	熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会	54,636 の一部	障がい者支援課
65	青少年健全育成推進事業のうち「家庭の日」あったか家族コンクールの実施	2,070 の一部	くらしの安全推進課
66	熊本県少年保護育成条例の周知啓発	2,070 の一部	くらしの安全推進課
67	食品ロス削減推進事業(意識改革・行動変容推進)	9,652 の一部	消費生活課
68	「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」の実施	1,153 の一部	義務教育課
69	「熊本県就学前教育に係る実態調査」の実施及び結果の活用	196 の一部	義務教育課
70	「くまもと家庭教育支援チーム」の推進	300 の一部	社会教育課
71	「くまもと家庭教育10か条」等の啓発	300 の一部	社会教育課
72	家庭における情報モラル事業	300 の一部	社会教育課
73	家庭教育支援功労者及び家庭教育支援優良団体表彰	178	社会教育課

74	家庭教育推進啓発事業	536 の一部	社会教育課
75	「親の学び」推進園事業	536 の一部	社会教育課
76	熊本県子ども人権フェスティバル事業	2,337	人権同和教育課
77	社会教育人権啓発事業	350	人権同和教育課
78	図書館サービスの充実	－ (ゼロ予算)	県立図書館
79	「肥後っ子のシグナル」の配布	1,946 の一部	生活安全企画課

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和5年度